

報告(2) 子ども・子育て支援納付金について

1. 趣旨

国の少子化対策の財源の一部を賄うための「子ども・子育て支援金制度」が、令和8年度に創設される。これに関連し、令和8年度から医療保険者が従来分の保険料(税)とあわせて「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされており、「子ども・子育て支援納付金」の金額については、令和10年度まで段階的に増やしていくこととされている。

そのため、令和7年度において、大牟田市市税条例を改正し、保険税の内訳に「子ども・子育て支援納付金」を追加し、令和8年度から課税していくこととなる。

2. 基本的な方向性

(1) 保険税率等

医療保険料(税)の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の子ども・子育て支援納付金の額に照らし、保険者が設定する。

《参考1》保険税率のイメージ

区 分		所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
現行	基礎課税額	9.30%	19,900円	22,400円	66万円
	後期高齢者支援金等課税額	2.95%	6,200円	7,000円	26万円
	介護納付金課税額	3.15%	14,200円	-	17万円
追加	子ども・子育て支援納付金課税額	?	?	?	規定

※低所得者に対する応益分(均等割額・平等割額)の軽減措置(7割・5割・2割軽減)及び課税限度を設ける措置については、現行の制度に準ずる形で実施する。

《参考2》国が試算した一人当たり(一世帯当たり)の平均月額

区 分	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
全制度平均	250円	350円	450円
国民健康保険	250円 350円/世帯	300円 450円/世帯	400円 600円/世帯

(2) 子どもがいる世帯に対する軽減拡大

国民健康保険では、子どもがいる世帯の支援金負担が増えないよう、高校生世代までの子ども分の「子ども・子育て支援納付金」の均等割額については、10割軽減の措置を講じる。

(3) 国の財政支援

国において、医療保険者への財政支援として、国庫負担の補助等の措置を講じる。

3. 今後のスケジュール

国において、令和7年後半にかけて条例参考例、納付金算定ガイドラインを发出、令和8年1月から3月には、政令の公布や諸係数の正式な告示を发出する予定とされている。本市においては、これらを踏まえた保険税率の算定及び市税条例の改正を進めることとなる。

《参考》子ども・子育て支援金制度の施行に向けたスケジュール案

区分	令和7年度		令和8年度
	7～12月	1～3月	6～7月
こども家庭庁 ・厚生労働省	・条例参考例 ・納付金算定ガイドライン发出	・政令の公布(課税限度額、 地方税関係) ・告示の发出(確定係数)	
大牟田市		・条例改正	令和8年度賦課決定・ 国保税納税通知書一 斉発送